

川西町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成 29 年 3 月告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 総合事業は、本町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知（以下「通知」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定第 1 号事業者 町長が指定する、第 1 号事業を行う者をいう。
- (2) 指定第 1 号事業 指定第 1 号事業者の当該指定に係る第 1 号事業を行う事業所により行われる当該第 1 号事業をいう。

(事業の内容)

第 4 条 町長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) サービス事業（第 1 号事業） 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号の事業として次に掲げる事業
 - ア 訪問型サービス（第 1 号訪問事業）
 - イ 通所型サービス（第 1 号通所事業）
 - ウ 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）
- (2) 一般介護予防事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号の事業として次に掲げる事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第 1 号事業支給費の支給)

第 5 条 町長は、居宅要支援被保険者等が指定第 1 号事業を利用した場合は、当該事業に要した費用として第 1 号事業支給費を支給する。

- 2 前項の第 1 号事業支給費の額は、川西町介護予防日常生活支援総合事業第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱（以下「算定基準要綱」

という。)第3条に規定する額に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- 3 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に支給する第1号事業支給費の額について、前2項の規定を適用する場合には、前2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」または「100分の70」とする。

(利用料等)

第6条 第1号訪問事業又は第1号通所事業の利用者は、当該サービスに係るサービス費から算定基準要綱の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額を利用料として、当該サービスを提供した指定事業者に直接支払うものとする。

- 2 総合事業の実施の際に、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者負担とし、利用者が総合事業を実施する機関に直接支払うものとする。

(第1号事業の利用の手続き)

第7条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするとき(介護予防サービスを合わせて利用しようとするときを含む。)は、介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書により、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、川西町介護予防・日常生活支援総合事業対象者(対象外)決定通知書(様式第1号)を交付し、介護保険被保険者証に必要事項を記載し返付するものとする。
- 3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

(介護保険料滞納者への対応)

第8条 町長は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該事業対象者の介護保険料の納付状況を調査するものとし、介護保険料の1年以上の未納又は徴収の権利が時効により消滅している期間がある場合には、介護予防給付との整合性を保つために、要支援認定申請を勧めるものとする。

- 2 被保険者証に給付制限の内容が記載された者に対し、第5条に定める支給費の額の支給を行う場合は、記載された期間に限り、記載された給付制限の内容の旨に応じ次のとおりとする。なお、給付制限の事務処理については、川西町介護保険料滞納に係る保険給付制限事務取扱要綱を準用する。

(1) 支払方法の変更 町は、保険料を滞納している居宅要支援被保険者等が、当該保険料の納期限から1年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、法第115条の45の3第3項の規定は、適用しないことができる。

(2) 保険給付の差止 町は、総合事業による給付を受ける第1号被保険者である居宅要支援被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の全部又は一部の支払を差し止めることができる。

(3) 給付額の減額 町長は、居宅要支援被保険者等について保険料徴収権消滅期間があるときは、法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合において、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した指定事業者による総合事業に係る第 1 号事業支給費について第 5 条の規定を適用するときは、同条第 3 項の規定にかかわらず、同条第 2 項中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 70」とする。また、介護保険負担割合証の利用者負担の割合欄に記載された割合が 3 割である場合は、同条第 2 項中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 60」とする。

(支給限度額)

第 9 条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態に応じ、法第 55 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の 100 分の 90 に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第 52 条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

2 事業対象者の支給限度額は、要支援認定により要支援 1 と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の 100 分の 90 に相当する額とする。ただし、利用者の状態により、町長が特に認めた場合は、要支援 2 の支給限度額とすることができる。

3 法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、前項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 80」または「100 分の 70」とする。

4 第 1 号事業支給費の支給限度額の参入対象となるサービスの範囲は、町長が別に定める。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第 10 条 町長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第 61 条及び法第 61 条の 2 に定める規定を準用する。

(事業の委託)

第 11 条 町長は総合事業を法第 115 条の 47 第 4 項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第 1 項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

(受託者の遵守事項)

第 12 条 法第 115 条の 47 第 4 項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は施行規則第 140 条の 69 各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(指導及び監査)

第 13 条 町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指定及び監査について必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、

町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

川西町長

川西町介護予防・日常生活支援総合事業対象者（対象外）決定通知書

あなたが行った基本チェックリストの結果により、次のとおり総合事業の対象者（対象外）と決定しましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
被保険者住所	
基本チェックリスト 実 施 日	
判 定 結 果	
判 定 理 由	